

令和2年10月6日

学生，教職員各位

国立大学法人上越教育大学長

(危機管理対策本部 本部長)

川崎直哉

新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学の活動制限指針の一部改正について（通知）

標記のことについて，下記の内容を改正しましたので，お知らせします。

なお，活動制限指針レベルの変更はありません。

記

レベル3 基準

レベル4 基準

【注】1及び5

担当 総務課総務チーム（法規担当）

電話 025-521-3212

メール houki@juen.ac.jp

新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針

(令和2年10月6日改正)

レベル	基準	教育	教員、研究活動	事務局職員等	学内会議等	学生の入構・登校	学生の課外活動	出張・旅行等(教職員、学生等の全構成員)
0	○感染が認められない。 (政府の対策本部が解散した。)	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	○新潟県の状況が感染 観察都道府県相当と 判断される。	○状況に対応してICTを 使用した遠隔授業を実施 ○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で、講義・演 習、実験・実習・実技の 実施(学生の間隔を 1mを目安に最大限の 間隔をとる。)	○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で、研究活動 を継続	○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で、勤務を継 続 ○必要に応じて、在宅勤 務、ローテーション勤務 の実施	○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で、対面会議 の実施	○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で感染防止に 最大限配慮して、登校	○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で実施 ○課外活動団体は、活動 内容等計画書を提出 の後に許可。 合宿、遠征、対外的活 動、飲食を伴う活動自 粛	○海外への不要不急の 出張・旅行の自粛 ○特定警戒都道府県へ の不要不急の出張・旅 行の自粛
2	○新潟県が感染拡大注 意都道府県相当と判 断される。	○ICTを使用した遠隔授 業の積極的利用 ※アクセスポイントを提供 ○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で、講義・演 習、実験・実習・実技の 実施。(学生の間隔を できるだけ2m(最低1 m)を目安に最大限の 間隔をとる。)	○同上 ○在宅勤務での研究活 動を推奨	○同上 ○在宅勤務、ローテーシ ョン勤務の部分実施を 推奨	○同上 ○オンライン会議や書面 審議を推奨	○同上。ただし、講義受 講生を除く学部学生・ 大学院学生は登校を 自粛	○活動停止。ただし、「新 しい生活様式」を踏ま え十分な感染対策を行 った上で、音楽棟個人 練習室又は屋外での 個人練習のみ許可	○海外への不要不急の 出張の原則禁止、旅行 の自粛 ○県境をまたぐ不要不急 の出張・旅行の自粛
3	○新潟県が特定警戒都 道府県相当と判断さ れ、県知事による大学 の施設使用停止要請 があった。	○ICTを使用した遠隔授 業の実施(講義・演習 の対面授業の停止) ○「新しい生活様式」を踏 まえ十分な感染対策を 行った上で、実験・実 習・実技の実施。(学生 の間隔をできるだけ2 m(最低1m)を目安に 最大限の間隔をとる。)	○最小限の研究活動の 継続 ○原則、在宅勤務での研 究活動へ移行 ○継続中の実験・研究資 源維持などのため必 要な教員以外は入構 自粛	○大学の機能維持のた めに必要な、最小限 の職員のみ出勤。その他 は在宅勤務	○同上。ただし、出席者 は30人程度(陪席者 を含む。)を上限とする。 ○可能な限りオンライン 会議や書面審議へ移 行 ※対面会議とオンライン 会議を併用する会議も 可	○学部学生・大学院学生 の登校禁止。ただし、 大学から呼び出しのあ った学生の登校及び 学生の生活や学修を 支援するため、大学が 認めた施設を使用する 場合の登校は可 ※上記により登校が認め られた場合でも滞在時 間は最小限とする。	○活動停止。ただし、「新 しい生活様式」を踏ま え十分な感染対策を行 った上で、屋外での個 人練習のみ許可	○同上 ○県境をまたぐ出張の原 則禁止及び不要不急 の出張・旅行の強い自 粛

4	○教職員、学生に感染者が発生し、かつ、上越保健所から臨時休業の指導があった。	○ICTを使用した遠隔授業のみ	○原則、教員の入構禁止 ○在宅勤務での研究活動。ただし、研究資産維持のために必要最低限の教員及び関連職員のみ入構可能	○同上	○オンライン会議又は書面審議	○学部学生・大学院学生の入構禁止	○全面活動停止	○出張・旅行の原則禁止
---	--	-----------------	---	-----	----------------	------------------	---------	-------------

- 【注】
- 1 この活動制限指針は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を進める上での目安であり、状況に応じて適用レベルを超えた活動制限を実施することがある。
 - 2 学生宿舍及びその敷地については、学生の入構制限区域に含まない。
 - 3 特別支援教育実践研究センター及び心理教育相談センターにおける相談業務の停止については、「教育」の項に準ずるものとする。
 - 4 附属学校園については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、当該学校園の定めるところにより、活動制限を実施する。
 - 5 この活動制限指針は、今後の状況に応じ見直すことがある。